

令和3年9月定例会

富士山南東消防組合議会会議録

令和3年8月18日

富士山南東消防組合議会

令和3年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録目次

(8月18日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○報第 2号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	4
○報第 3号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	4
○報第 4号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	4
○報第 5号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	4
○報第 6号 令和2年度富士山南東消防組合繰越明許費繰越計算書の報告について	5
○認第 1号 令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について	6
○議第 4号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）	9
○議第 5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案	10
○議第 6号 富士山南東消防組合サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案	10
○閉会の挨拶	11
○閉会の宣告	12
○署名議員	13

令和3年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録

議 事 日 程

令和3年8月18日（水曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 報第 2号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 4 報第 3号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 5 報第 4号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 6 報第 5号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 7 報第 6号 令和2年度富士山南東消防組合繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第 8 認第 1号 令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 9 議第 4号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
 - 日程第10 議第 5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案
 - 日程第11 議第 6号 富士山南東消防組合サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 報第 2号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 4 報第 3号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 5 報第 4号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 6 報第 5号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 7 報第 6号 令和2年度富士山南東消防組合繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第 8 認第 1号 令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 9 議第 4号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
 - 日程第10 議第 5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案
 - 日程第11 議第 6号 富士山南東消防組合サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
-

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 杉澤正人君 | 2番 | 堀江和雄君 |
| 3番 | 柏木豊君 | 4番 | 井出春彦君 |
| 5番 | 藤江康儀君 | 6番 | 川原章寛君 |
| 7番 | 松田吉嗣君 | 8番 | 佐野利安君 |

9番 杉山茂規君

10番 土屋主久君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者 長 三 島 市	豊 岡 武 士 君	副 管 理 者 長 裾 野 市	高 村 謙 二 君
副 管 理 者 長 長 泉 町	池 田 修 君	代 表 監 査 委 員	加 藤 寛 治 君
消 防 長	風 間 光 明 君	消 防 次 長	一 之 瀬 徳 博 君
三 島 消 防 署 長	北 山 静 君	長 泉 消 防 署 長	檜 田 晃 君
総 務 課 長	羽 田 浩 二 君	予 防 課 長	下 山 和 典 君
警 防 救 急 課 長	鈴 木 清 明 君	通 信 指 令 課 長	三 田 英 二 君

議会事務担当職員

書 記 長	関 智 勝 君	書 記	大 西 保 信 君
書 記	草 間 昌 彦 君	書 記	長 野 祐 也 君

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（松田吉嗣君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和3年富士山南東消防組合議会9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松田吉嗣君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（松田吉嗣君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者及び監査委員宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。
本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（松田吉嗣君） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、4番 井出春彦君、5番 藤江康儀君の両君を指名いたします。

◎報第2号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

◎報第3号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

◎報第4号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

◎報第5号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第3 報第2号 専決処分の報告についてから日程第6 報第5号 専決処分の報告についてまでの4件を一括し、報告を行います。

本件について、当局から報告をいただきます。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました報第2号から報第5号までの4件の専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

初めに、報第2号についてでございますが、これは令和3年1月13日、長泉町中土狩地先で発生した救急活動支援に出動しました長泉消防署の消防ポンプ自動車が現場近くの丁字路を左折しようとしたところ曲がりきれず、切り返しのため後退させた際、車両後方の安全確認が不十分であったため、消防ポンプ自動車を共同住宅のフェンス及びブロック塀に接触させ、損傷を与えたものでございます。

本件につきましては、相手方のフェンス等の修理に要した費用5万4,772円全額を本組合が負担することで示談が調いまして、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により令和3年2月15日付で専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

続きまして、報第3号についてでございますが、これは令和2年12月29日、三島市新谷地先で発生しました共同住宅の建物火災に出動した三島消防署員が消火活動中、消防ホースを誤って駐車車両の後部に接触させ、損傷を与えたものであります。

本件につきましては、相手方の車両等の修理に要した費用24万2,777円全額を本組合が負担することで示談が調いまして、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により令和3年2月19日付で専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

次に、報第4号についてでございますが、これは令和3年5月2日、前日の強風による飛散物の確認等のため出動した裾野消防署の消防ポンプ自動車が三島市徳倉地先において信号待ちで停車中の車両とすれ違う際、相手方車両に消防ポンプ自動車を接触させ、損傷を与えたものであります。

本件につきましては、相手方の車両の修理に要した費用12万4,850円全額を本組合が負担することで示談が調いまして、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により令和3年6月16日付で専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

続きまして、報第5号についてでございます。これは令和3年6月13日、業務を終え帰路途中

の三島消防署の梯子自動車是三島市塚原新田のガソリンスタンドにおいて給油を済ませ所属署に戻ろうと車両を発進させたところ、リアのオーバーハングの確認不足により梯子自動車後部を給油ノズルに接触させ、計量機などに損傷を与えたものであります。

本件につきましては、相手方の計量機等の修理に要しました費用12万8,700円全額を本組合が負担することで示談が調いましたので、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により令和3年7月27日付で専決処分しましたので、議会に報告するものでございます。

いずれの場合も損害賠償は保険により対応させていただきましたので、併せて御報告申し上げます。

報告は以上となります。

○議長（松田吉嗣君） 以上で当局からの報告が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につきおおむね3分をめぐとすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより報第2号 専決処分の報告について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

次に、報第3号 専決処分の報告について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

次に、報第4号 専決処分の報告について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

次に、報第5号 専決処分の報告について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

◎報第6号 令和2年度富士山南東消防組合繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第7 報第6号 令和2年度富士山南東消防組合繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を行います。

本件について当局から報告を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました報第6号 令和2年度富士山南東消防組合繰越明許費繰越計算書の報告について、御報告申し上げます。

本件は、令和3年消防組合議会2月定例会において繰越明許費をお認めいただいたものについて係る経費を繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に御報告申し上げるものです。

内容につきましては、表に記載のとおり3款1項消防費、救急高度化推進事業の新型コロナウイルス感染症対応物品に係る経費688万390円を繰越したもので、繰越事業に係る財源といたしまして、県支出金として収入特定財源344万円、一般財源が344万390円でございます。

報告は以上となります。

○議長（松田吉嗣君） 当局からの報告が終わりました。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

◎認第1号 令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第8 認第1号 令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました認第1号 令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により調製いたしました歳入歳出決算につきまして、同条第2項による監査委員の審査に付し、その意見をつけて同条第3項の定めるところにより議会の認定をいただきたく御提案を申し上げるものでございます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

お手元にお配りしてあります令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算書30ページをお開きください。

歳入歳出につきましては、歳入総額26億4,810万5,785円、歳出総額25億5,591万737円、歳入歳出の差引額は9,219万5,048円となりますけれども、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費、繰越額が344万390円でございますので、翌年度へ繰り越すべき財源を控除いたしまして、実質収支額は8,875万4,658円となります。

それでは、歳入の概要につきまして御説明申し上げます。

決算書8ページ、9ページのほうを御覧ください。

歳入に係る事項別明細書でございますが、1款分担金及び負担金は、収入済額25億1,465万6,262円でございます。構成市町からの負担金で、構成市町それぞれの詳細負担金は、右側備考

欄に記載のとおりでありますので、御覧いただければと思います。

続きまして、2款使用料及び手数料は、収入済額は361万4,820円でございます。管内の危険物施設に係る許認可事務の手数料や煙火消費許可申請に対する審査手数料などが主なものでございます。

3款国庫支出金は、収入済額71万9,000円で、新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策として、感染者を搬送する際使用する陰圧式の搬送用器具1台の整備に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、4款の県支出金は、収入済額1,684万8,000円でございます。静岡県地震・津波対策等減災交付金でございます。これにつきましては、令和2年度繰越明許費として翌年度に繰り越しました救急高度化推進事業の新型コロナウイルス感染症対応物品の購入分688万390円のうち2分の1を県支出金として充当するため、344万円が収入未済額となっております。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

6款寄附金、2目消防費寄附金は、収入済額20万円でございます。救急業務を支援したいという目的で1件の御寄附をいただいたものでございます。

7款繰越金は、令和元年度会計の繰越金といたしまして5,862万8,738円を歳入しております。

次に、8款諸収入は、収入済額3,033万8,965円で、構成市町や静岡県消防学校へ赴任しております職員の人件費、負担金のほか、高速道路における救急業務支弁金などが主なものとなります。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

9款組合債は、収入済額2,310万円でございます。令和2年度に整備いたしました裾野消防署伊豆島田分署の高規格救急自動車の更新整備費に充てた地方債となります。

続きまして、歳出の概要を御説明申し上げます。

歳出につきましては、14ページから29ページが歳出の記載がございます。

初めに、14ページ、15ページを御覧ください。

1款議会費は支出済額120万3,592円で、議員報酬及び研修に係る経費が主なものでございます。

続きまして、2款総務費につきましては、17ページの上段になりますけれども、支出済額は1億9,255万5,820円でございます。

2款の総務費につきましては、1項総務管理費と2項監査委員費で構成されており、初めに2款1項総務管理費は、支出済額1億9,231万1,645円で、内容といたしましては、人件費、特別職の給料及び個人情報保護審議会個人情報保護審査会委員への報酬や産業医の報酬でございます。総務管理事業につきましては、支出済額4,639万2,790円で、消防組合を運営していく上で必要な物品に加え、事務系のコンピューター及びネットワーク使用料などが主なものとなります。続きまして、人事管理事業でございますが、支出済額1億4,541万8,355円で、職員退職手当事務負担金や職員健康診断の経費が主なものとなります。

18、19ページを御覧ください。

2款2項監査委員費は、支出済額24万4,175円で、監査委員の報酬などが主なものとなります。

次に、20、21ページを御覧ください。

3款消防費でございます。支出済額23億4,334万5,523円で、1日常備消防費及び2目消防施設費で構成しており、1日常備消防費のうち職員人件費の支出済額は20億1,831万3,566円で、職員の給料、各種手当でございます。続きまして、救急高度化推進事業は、支出済額3,677万4,718円で、消防本部及び各署所における救急業務を推進するための事業費でございます。

続きまして、23ページを御覧ください。

消防防災事業の支出済額は1億2,052万1,719円で、これは消防本部各署所における消防業務を推進するための事業費でございます。続きまして、消防指令センター運営事業は、支出済額1億1,062万5,392円で、通報受付業務や部隊運用管理等を行うための通信指令機器及び消防救急デジタル無線の維持管理に要する経費などが主なものとなります。

続きまして、2目消防施設費でございますが、24、25ページでございます。消防施設費の支出済額は5,711万128円で、消防施設整備事業では、裾野消防署旧茶畑分遣所の解体工事請負費を、消防車両整備事業では、裾野消防署伊豆島田分署の救急車の更新や事務車両3台の車両装備に要する事業費でございます。

続きまして、26、27ページを御覧ください。

4款公債費は、支出済額1,880万5,802円で、組合債の元金償還金及び組合債償還利子でございます。

続きまして、5款予備費でございますが、28、29ページを御覧ください。予備費は373万4,720円を充用させていただいております。内容といたしましては、1つ目は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、救急隊員の感染防護物品が全国的に入手しづらい状況から、業務継続に支障を来さないよう物品確保をしておく必要がありましたことから361万1,520円を、2つ目といたしましては、東京2020オリンピック・パラリンピックが1年延期されたことに伴い、更新予定の救急車両を継続使用する必要が生じ、積載している資機材の保守点検が必要となりましたことから、12万3,200円を予備費より充用させていただきました。

なお、別冊としてお配りしております令和2年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書も併せて御確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上、令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算についての提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

加藤代表監査委員。

○代表監査委員（加藤寛治君） ただいま上程されました認第1号 令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付されました令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算について、監査委員を代表して審査結果を御報告申し上げます。

審査の結果でございますが、決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されて

おり、計数は関係帳簿及び証書類と符合し正確であり、令和2年度における収支決算額を適正に表示しているものと認めましたので、御報告申し上げます。

審査結果の詳細につきましては、お手元に配付してございます令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算審査意見書に記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（松田吉嗣君） 以上で当局からの説明並びに監査委員の報告が終わりました。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより認第1号 令和2年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田吉嗣君） 起立全員と認めます。よって、認第1号は原案どおり認定されました。

◎議第4号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第9 議第4号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第4号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入ります。1ページを御覧ください。

今回の補正内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額は変更せずに歳入予算の補正を行うもので、令和2年度富士山南東消防組合会計の歳入歳出差引額を繰越金として歳入し、構成市町の負担金を減額しようとするものでございます。

では、4ページ、5ページを御覧ください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町負担金は、令和2年度の繰越金を繰り入れることから、補正前の額25億7,432万6,000円から8,875万3,000円を減額し、市町負担金を24億8,557万3,000円にしようとするものでございます。構成する市町負担金の減額しようとする額の内訳につきましては、5ページ、説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、令和2年度の富士山南東消防組合会計繰越金として8,875万3,000円を繰入れ、8,875万4,000円にしようとするものでございます。

以上、議第4号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第4号 令和3年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第4号は原案どおり可決されました。

◎議第5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案

◎議第6号 富士山南東消防組合サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第10 議第5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案及び日程第11 議第6号 富士山南東消防組合サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括し、議題といたします。

2件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案及び議第6号 富士山南東消防組合職員のサービス宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議第5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてでございますが、今回の改正は、デジタル庁設置法が令和3年5月19日に公布、その一部が同年9月1日から施行され、特定個人情報の提供について管理を行う情報提供ネットワークシステムの所管大臣が変更となること及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布、その一部が同年9月1日から施行され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる番号法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもので、令和3年9月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議第6号 富士山南東消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についてでございますが、この改正は行政手続における事務の効率化及び住民等の負担軽減を図るため、対面による各種手続及び各様式への運用を見直すこととした当組合の方針を踏まえ、本条例に規定するサービスの宣誓の上級職員の面前の実施及び宣誓書への押印を不要とするほか、所要の改正を行うもので、公布の日から施行しようとするものでございます。

議第5号及び議第6号の提案理由の説明は以上でございます。

以上2件、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより議第5号について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第6号について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第6号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第5号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第5号は原案どおり可決されました。

これより議第6号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第6号 富士山南東消防組合サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第6号 富士山南東消防組合サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案は、原案どおり可決されました。

◎閉会の挨拶

○議長（松田吉嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○**管理者（豊岡武士君）** 令和3年富士山南東消防組合議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合議会9月定例会を招集させていただきまして、御提案いたしました各議案等につきまして慎重に御審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。

日頃よりいただいております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、県内では8月31日までの間、まん延防止等重点措置が適用されておりましたが、県は感染拡大に歯止めがかからない状況を鑑み、緊急事態宣言の発出を国に要請し、8月20日から適用されるということとなったと承知いたしております。当消防組合といたしましては、出動時の感染対策を徹底するなど職員一人一人が感染予防に引き続き努めることにより救急や消火をはじめとした必要な業務を継続できるよう、全力で努めてまいります。

また、これから台風シーズンを迎えるわけではありますが、先日の中国、九州地方において発生いたしました大規模水害のように近年では広域的かつ激甚化した気象災害が多発をいたしております。先月発生しました熱海市伊豆山地区の土砂災害につきましては、亡くなられました方々の御冥福をお祈りするとともに、1日も早く地域の皆様に平穏な日常が戻ってこられることをお祈りいたす次第でございます。当消防組合におきましても熱海市に多くの職員を派遣し、捜索活動に従事をいたしました。災害のおぞましさを目の当たりにするとともに、各種災害への備えの重要性を再認識し、管内市民住民の安心安全を守るために万全を期すべく職員一人一人が決意を新たにいたしましたところでございます。

議員の皆様におかれましてもまだまだ暑い日も続くわけでございますので、くれぐれも御健康に御留意され、ますます御活躍をされますことを御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではありますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○**議長（松田吉嗣君）** 本定例会をもちまして退任をされる議員の方々がいますが、長い間大変御協力いただきまして誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○**議長（松田吉嗣君）** それでは、これをもちまして、令和3年富士山南東消防組合議会9月定例会を閉会をいたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時31分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和3年8月18日

議 長 松 田 吉 嗣

署 名 議 員 井 出 春 彦

署 名 議 員 藤 江 康 儀